

📖 学生教育研究災害傷害保険とは？

大学・短期大学に学ぶ学生(留学生を含む)の教育研究活動中の災害に対する補償制度で、新入生の皆さんの大半は、入学手続きと同時にこの保険に加入しています。保険期間は皆さんの入学から卒業までです。

■保険の対象となる活動内容・範囲と補償金額

	担保範囲	死亡 保険金	後遺障害 保険金	医療保険金	入院 加算金
教 育 研 究 活 動 中	<b>I 正課活動中</b> (講義・実験・実習・演習・実技による授業)	2,000 万円	90 万円～ 3,000 万円	6 千円～ 30 万円	4 千円
	<b>II 学校行事中</b> (大学の入学式・卒業式・オリエンテーション・大学祭等)			(治療日数 4 日 以上が対象)	(1 日につき)
	<b>III 学校施設内にいる間</b> (I・II 以外の活動中で、寄宿舍・大学が禁じた場所・行為・時間等を除く)			3 万円～ 30 万円	4 千円
	<b>IV 学校施設外での課外活動中</b> (クラブ活動、事前に大学に届け出たものに限る)	1,000 万円	45 万円～ 1,500 万円	(治療日数 14 日 以上が対象)	(1 日につき)
通 学 中	<b>V 通学中</b> (大学の授業・学校行事または課外活動(クラブ)参加の目的を持って、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設等との間を往復している間)	1,000 万円	45 万円～ 1,500 万円	1.5 万円～ 30 万円	4 千円
	<b>VI 学校施設等相互の移動中</b> (合理的な経路及び方法により、大学が教育研究のために所有・使用または管理している施設の他、授業・学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間)			(治療日数 7 日 以上が対象)	(1 日につき)

## ■ 事故発生！！

学生課窓口へ連絡⇒ハガキで事故報告⇒治療期間⇒保険金請求書類作成⇒保険金受領

- 🔍 詳細については、入学時に配布する学生教育研究災害傷害保険のしおりを見るか、学生課(町田キャンパス)・学生部分室(千代田三番町キャンパス)にお問い合わせください。

## 📖 学研災付帯賠償責任保険とは？

国内において、学生が正課活動、学校行事およびその往復途中で、他人の財物を損壊したり、他人にケガをさせたりしたことによって被る、法律上の損害賠償を補償します。

なお、補償対象者は学校教育法に定める大学のうち、日本国際教育支援協会の賛助会員である大学に在籍する学生で、学研災に加入している学生に限ります。

### ■補償の対象となる活動内容・範囲と補償金額

◇Aコース： 学生教育研究賠償責任保険 保険料(1年間)・・・¥340

担保範囲・・・正課活動・学校行事およびその往復途中(Bコースの活動内容を含む)

◇Bコース： インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 保険料(1年間)・・・¥210

担保範囲・・・正課活動・学校行事・課外活動として行われるインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動中およびその往復途中

◆対人・対物賠償： 1事故1億円限度(免責金額0円)

※1. 次のときは保険適用対象外となります。

- ①臨床実習・看護実習などの医療関連実習での事故
- ②正課・学校行事を除く学校施設内での事故
- ③インターン賠の対象範囲を除く課外活動中の事故

※2. 保険始期以降に加入する場合も保険料は340円又は210円とします。

※3. 保険期間中に解約しても残りの保険期間が1年未満の場合は、保険料の払戻しは行われません。

(学研災と同様)

※4. 複数年数を一括して申し込む場合は、1人当たり340円又は210円×加入年数となります。

## 📖 学生総合保険(任意加入)について

これらの保険のほか、任意加入でさらに広範囲の補償を受けられる保険制度を設けています。

■特色

◎海外でもOK、24時間いつでも補償

◎(保護者が万一事故で死亡・重度後遺障害の場合)卒業までの学資金、一時金も補償

◎小さな怪我でも治療日数1日から補償